

	柏市	我孫子市	松戸市	流山市	野田市	印西市	佐倉市
除染計画	○「放射性物質汚染対処特措法」に基づく重点調査地域 ○H24.4 「柏市除染実施計画」策定	○「放射性物質汚染対処特措法」に基づく重点調査地域 ○H24.4 「我孫子市放射性物質除染実施計画」策定	○「放射性物質汚染対処特措法」に基づく重点調査地域 ○H24.3 「松戸市除染実施計画」策定 →H25.3計画一部改訂	○「放射性物質汚染対処特措法」に基づく重点調査地域 ○流山市放射性物質除染実施計画」策定	○「放射性物質汚染対処特措法」に基づく重点調査地域 ○H24.3 「野田市放射性物質除染計画」策定	○「放射性物質汚染対処特措法」に基づく重点調査地域 ○H24.4 「印西市放射性物質除染実施計画」策定	○「放射性物質汚染対処特措法」に基づく重点調査地域 ○H24.4 「佐倉市放射性物質除染実施計画」策定 →H25年度「佐倉市放射性物質除染実施計画」策定中
目標	○H26年3月までに年間で1mSv未満をめざす	○H26年3月までに年間で1mSv未満をめざす(小中学校ではH24年8月までに) ○高さ1mで0.23μSv/h未満を目標(子どものいる施設では50cmで)	○H26年3月までに年間で1mSv未満をめざす	○H26年3月までに年間で1mSv未満をめざす	○H24年度完了をめざす ○H25年4月から私有地(戸建、集合、農地など)を含む市内全域で除染をめざす	○H26年3月までに年間で1mSv未満をめざす ○高さ1mで0.23μSv/h未満(幼児、小学校等では50cm)をめざす	○H24年度は完了 ○年間1mSv以下を目標に、平均的線量が0.23μSv/h以上の施設について除染実施
市の独自基準	○小学校、幼稚園、保育所は、高さ5cm、50cm、1mの全ての空間線量率とも0.23μSv/hを目標 ○中学校、高校は50cm、1mで0.23μSv/h未満を目標	○小・中学校、保育園、幼稚園では子どもが受ける年間積算線量計による推計値1mSv以下を目標 ○高さ5cmで0.23μSv/h未満を目標	○H24.6 「松戸市放射能対策総合計画」を独自に策定 焼却対策、市民の件子管理も項目に入れる ○子ども関係施設や小学校で、平均線量だけでなく敷地すべての空間において高さ50cmで0.23μSv/h未満をめざす 子どもの遊び場、スポーツ施設も含む →H24年9月に保・幼・学校施設で完了	○高さ1m(小学校以下は50cm)で0.23μSv未満をめざす ○子どもが多く利用する施設では高さ5cmで0.23μSv/h未満をめざす 公園などではH24年10月末に完了予定 →学校・幼・保では実質H24.8で完了	○高さ5cmで0.23μSv/h以上の箇所の除染を実施 →保・小・中・学童・公園・子供が使用する38施設で除染完了	○子どものいる生活空間、幼、保、小、中学校では高さ5cmで0.23μSv/hをめざす	○H23.9「佐倉市放射性物質除染計画」策定 ○保育所、幼稚園、小中学校における空間線量を0.0223μSv/h未満を目標 ○除染終了後も経過観察
民有地の測定と除染	○測定：要望を受けて実施 ○除染は市は行わない ○地上1mで周辺より1μSv/h高い場合、国に通報、除染支援を要請する ○町会自治会単位での除染活動をすすめる。そのための必要な用具、マスク等を市が提供。アドバイザー(市職員25人)を派遣	○測定：平成23年11月から要望を受けて実施 ○除染：平成24年7月に妊婦、就学前子どものいる戸建て、集合住宅で実施。その後10月に小学生以下の子どもがいる住宅、平成25年1月に中学・高校生の子どもがいる住宅に募集を拡大。平成25年4月から全ての住宅を対象に申請を受け付けている。 基準値：小学生以下⇒高さ50cmで0.23μSv/h以上 中学生以上⇒高さ1mで0.23μSv/h以上	○測定：要望を受けて実施 →H24年11月に締め切り。現在順次実施中 ○除染：小学生以下の子どもがいる住宅 除染実施区域内の住宅(高さ1m、子どものいる場合は高さ50cmで0.23μSv/h以上)	○測定：H24年6月8日締め切り予定を延長 ○除染：戸建て、賃貸、集合住宅も対象局地的箇所(雨樋の下など)でも高さ1mで0.23μSv/h以上なら除染の対象に ○山林、農地も対象 ○側溝、雨どい下なども対象	○除染：戸建て、集合住宅は測定を申請した上で、高さ5cmで0.23μSv/h以上の場合除染 →H25年2月受付締め切り ☆自治会加入者は自治会を通して 自治会未加入者は直接申請 民生委員の支援もあり ○農地、道路側溝も対象に	○測定：H25年度中は申請を受けて実施 ○除染：基準値超の場合除染 民有地の除染はH25年5月末で申請受け付け終了。これに伴う線量測定も申請分で終了する	民有地までまだ手がまわらない
除去物の保管等	○現場保管 土の中に埋設 ○側溝の除去物は仮保管とのこと(場所不明)	○現場保管 ○側溝の除去物：クリーンセンター内に倉庫を建設し一時保管場所として共用開始	○現場保管が基本 天地返し、埋設 ○8000Bq/kgを超えるものは法に基づき指定廃棄物として国に申請。	○自宅保管 ○側溝等の除去物は仮置き場で保管	○基本的に天地返し ○自治会清掃で出る側溝の除去物は指定袋で回収	○敷地内保管 埋設	○敷地内仮置き保管 ○側溝については再測定等しているが除去物の保管場所が確定しておらず具体的な除染計画が定まっていない
剪定枝収集	剪定枝、草、葉は可燃ゴミと別収集(月2回) 北部 966t 南部1172t保管	剪定枝、草、落ち葉は可燃ゴミと別収集 剪定枝をチップ化したものは市民配布を中止(セシウム400Bq/kg)、野積み保管中6282t (H25年3月末現在 内1000tは震災前のもの)	可燃ゴミと別収集 最終処分場で一時保管していたがH24年6月以降焼却	可燃ゴミと別収集 森のまちエコセンターで保管 野積み 3767t(H24.8)	剪定枝は別途回収、堆肥化	可燃ゴミとして収集	家庭から出るものは可燃ゴミとして収集。公園等から出るものはチップ化していたが中断し仮置き保管中。H24年新規の発生材はチップ化し公園等に使用している
焼却灰の保管量	(清掃工場)敷地内倉庫屋内 飛灰フレコンバッグ298t (H25.3.15現在) →H24.8調査では180t (南部)敷地内地下通路屋内 飛灰ドラム缶 373t (H25.3.15現在) →H24.8 調査では275t	焼却灰保管なし 8000Bq/kgを超えるものが発生していないため中間処理施設へ委託	(クリーンセンター)敷地内駐車場屋外 フレコンバックにシートかけ 308.13t (H24.8) ☆H25.3現在の飛灰セシウム 15700 Bq/kg (和名ヶ谷クリーンセンター)敷地内施設地下に保管 フレコンバッグ 19.78t (H24.8) ☆H25.3現在の飛灰セシウム 1431 Bq/kg	クリーンセンター敷地内 屋内：煙突 屋外：仮設テント、スロープ下 フレキシブルコンテナ平積み2段(一部3段) 溶融飛灰972t (内基準超過404t / 基準以下568t)	8000Bq/kgを下回っており民間処分場で埋立て処分	(印西・白井・栄) クリーンセンター敷地内 ①8000Bq/kg以上、130t フレコンバッグ及びドラム缶保管 ②8000Bq/kg以下：最終処分場で埋め立て、一時保管後、民間資源化施設で処理している	8000Bq/kgを下回っており飛灰は民間処理施設でリサイクル化
焼却灰県施設=手賀沼=保管量 5月31日現在 3市合計 526.12t (811袋)	累計296.30t セシウム最大値 53600Bq/kg (H25.5.31)		累計51.97t 最大値 12,500 Bq/kg(H24.12.25)	累計177.85t 最大値 13,700 Bq/kg(H25.1.21)			